

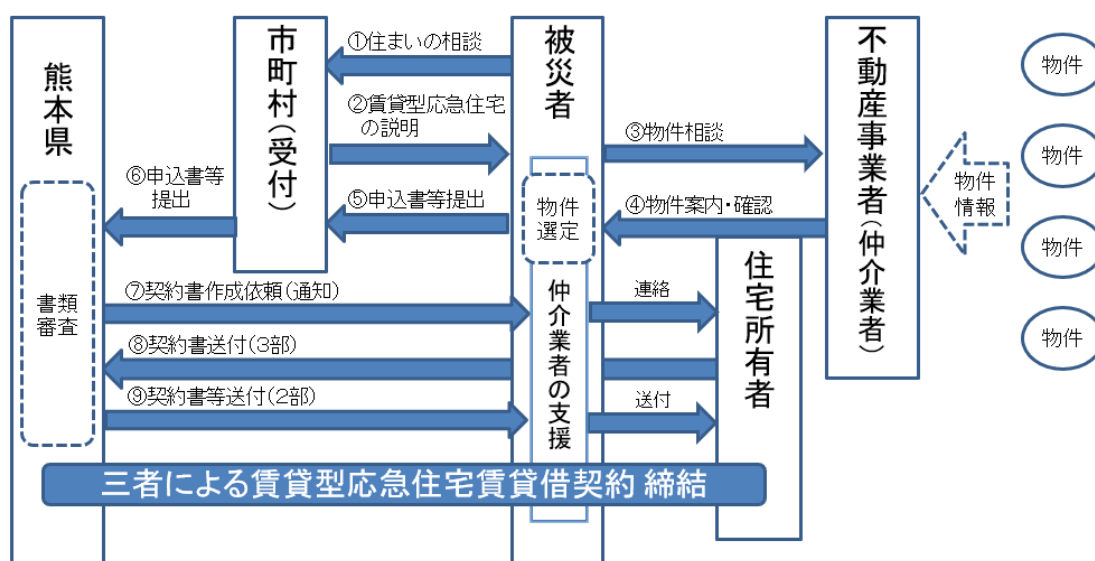
令和8年熊本地震によって お住まいに被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

熊本県では、県内市町村（熊本市を除く）にお住まいで、今回の災害により住宅に甚大な被害を受けられた皆さま（※）に、賃貸型応急住宅を提供する事業を実施しています。

※ 2頁の「1 入居者の要件」の(2)のいずれかに該当する方が対象になります。

※ 賃貸型応急仮設住宅に入居すると応急修理制度を申し込むことはできなくなります。

賃貸型応急住宅の実施の流れ



【手続き】

- ①～② 被災時にお住まいの市町村に設置されます相談窓口にて、関係書類を受け取ってください。
- ③～④ 不動産事業者（仲介業者）にお電話いただき、熊本県が実施する賃貸型応急住宅に伴う賃貸住宅の紹介依頼であることをお伝えいただき、物件の紹介を受けてください。
- ⑤ 物件を選定後、申込書等（3頁参照）を作成いただき、被災時にお住まいの市町村宛てご提出ください。
- ⑦ 申込書等の審査で適当と認められた場合は、県から契約書作成依頼（通知）を仲介業者様（又はご本人様）に行います。
- ⑧ 仲介業者様等のご協力のもと、契約書等（3頁参照）を作成いただき、県担当（4頁参照）に提出してください。

（次頁へ続く）

熊本県 賃貸型応急住宅事務の概要

1 入居者の要件（いずれにも該当）

（１）令和８年熊本地震（以下「当該災害」という。）で、災害救助法が適用された令和８年７月２８日時点において、災害救助法が適用された熊本県内の熊本市を除く２０市町村に住所を有する方

※適用市町村（熊本市を除く２０市町村）

八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町

（２）次の要件のいずれかを満たす方

- ① 当該災害による住居の**全壊、全焼又は流出**により居住する住宅がない方
- ② **住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）**であっても、住宅として再利用できず、**やむを得ず解体を行う方**
- ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、**長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方**

※ 対象となるか、被災された市町村に御確認の上、申込みをお願いします。

（市町村で確認書を作成し、申込書に添付します）。

- ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方で「半壊以上」であって、修理期間が１か月を超えることが見込まれる方

（３）自らの資力では、住居を確保することができない方

（４）災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方

2 賃貸型応急住宅の条件（原則、県内の物件で、いずれにも該当）

（１）貸主から同意を得ているもの

（２）新耐震基準で建設（昭和５６年６月１日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの

（３）不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること

ただし、貸主・管理会社が不動産事業者等の場合は個別に御相談ください。

（４）家賃が、１箇月当たり次の額以下であるもの

- | | |
|-------------|---------|
| ・１人（単身）の世帯 | ５．５万円以内 |
| ・２人の世帯 | ６．５万円以内 |
| ・３人～４人以下の世帯 | ９．５万円以内 |
| ・５人以上の世帯 | １３万円以内 |

小学校入学年齢に達しない児童（以下、「未就学児」という。）は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が２人以上の場合は、１人あたり０.５人（小数点以下四捨五入）として換算する。

（例）未就学児１人→０人、未就学児２人→１人、未就学児３人→２人、未就学児４人→２人

3 費用負担

（１）県の負担 ※ 申込書には下記の限度額の範囲内で記入してください。

ア．家賃（上記２の（４）のとおり）

※ 契約する際に、合理的な理由なく家賃の値上げを行い、家賃上限で契約することがないよう、災害救助法の趣旨を十分御理解のうえ、貸主様には適正な家賃での住宅の提供をお願いします。

イ．共益費（又は管理費）（通常徴収している額）

※ 主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とします。

※ 特段の理由なく家賃に対して不自然に高額になる等の場合は対象となりません。

ウ．礼金（家賃の１ヶ月分を限度）

エ．仲介手数料（家賃の０.５ヶ月分を限度）

〔次頁へ続く〕

- オ. 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
※ 物件の明渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるための負担金です（退去時の精算は不要）。
- カ. 火災保険等損害保険料
※ 県（借主）が保険に加入します。
- キ. 鍵交換費用（通常徴収している額）
※ 社会通念上必要と認められる額を限度とします。

（2）入居者の負担

- ア. 光熱水費、駐車場費、自治会費など
- イ. 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、上記3の（1）のオで賄えなかった場合の不足額
※ 物件明渡し時の原状回復に関するトラブル防止のため、入居時には貸主（又は不動産業者）と入居者双方立会いの下、室内の具体的な状況を確認（必要に応じて写真を撮る等）してください。

4 入居期間

- 入居期間は、入居時から2年となります。
- ※災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合
- ・ 応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる工事になる場合に賃貸型応急住宅を利用できます。
この場合の賃貸型応急住宅の入居期間は、原則6ヶ月となります。
 - ・ 応急修理を実施している間入居が認められるため、応急修理が完了した場合は、速やかに退去していただく必要があります。

5 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

災害救助法適用日以降、既に個人で契約して入居している場合でも、上記1の「入居者の要件」、上記2の「賃貸型応急住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業の対象となります（但し、損害保険や仲介手数料等一部の費用については、遡及できませんので御了承願います）。

6 提出いただく書類

【申込時】

- ① 申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 同意書（様式第3号）又は確約書（様式4号）
- ④ 罹災証明書 → ※上記1「入居者の要件」の(2)の①、②又は④に該当する場合に提出
- ⑤ 申出書（様式第5号）
- ⑥ 受付済みの「公費解体の申込書」や、自宅を解体することがわかる契約書の写し
→※上記1「入居者の要件」の(2)②に該当する場合に提出
※公費解体の受付開始前の市町村においては、各市町村の窓口でご相談ください。
- ⑦ 受付済の災害救助法の住宅の応急修理申込書 →必要な場合に提出
- ⑧ 切替契約に係る同意書（様式第6号）及び個人で契約した契約書の写し
→必要な場合に提出
- ⑨ チェックリスト → ※提出書類に不備がないかチェックしてください。

【県からの契約書作成依頼（通知）後】

- ① 契約書（3部。様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）
- ② 支払先申出書（様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）
- ③ 定期建物賃貸借契約書についての説明書（1部。参考様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）
- ④ 重要事項説明書（1部。仲介業者様を介す場合に必要（仲介業者様が作成））
- ⑤ 委任状（様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）